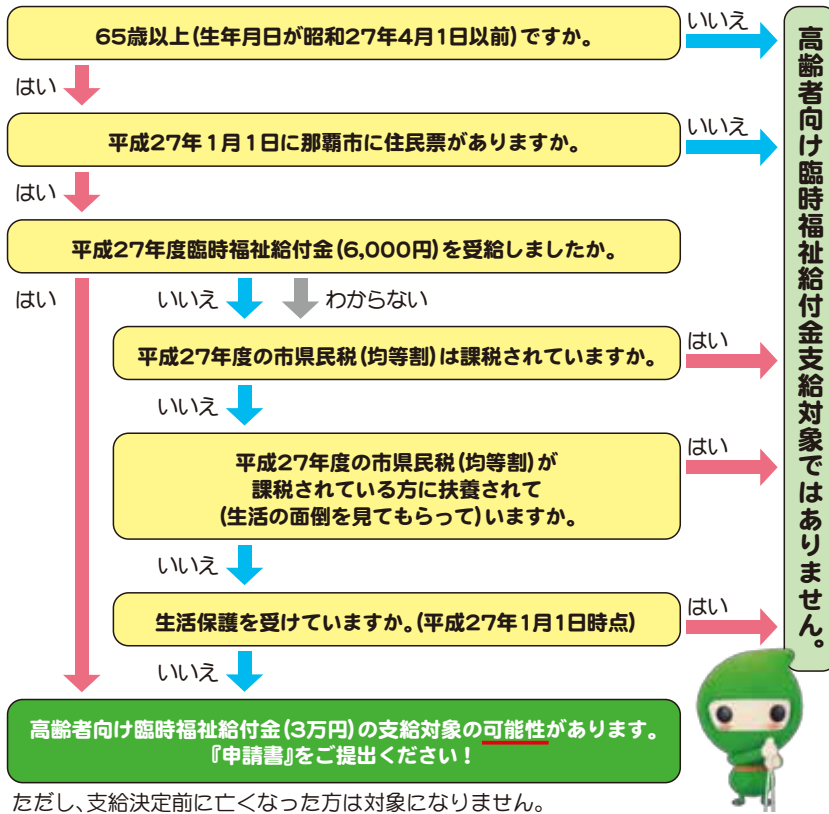


65歳以上

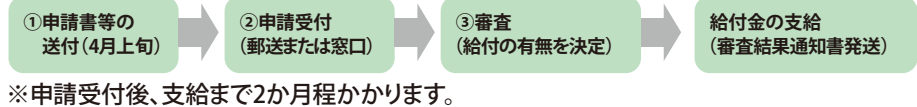
高齢者向け臨時福祉給付金の申請受付はじまります！

高齢者世帯の所得全体の底上げを図るため、低所得の高齢者を対象に「高齢者向け臨時福祉給付金」の支給を行います。

私は給付金の対象者？



給付までの流れ



申請方法

受給できる可能性のある高齢者のいる世帯に、『申請書』を4月上旬に発送します。申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて(1)または(2)のいずれかの方法で提出してください。

- 郵送提出
〒900-0015 那覇市久茂地 1 丁目3番 1 号 久茂地セントラルビル2階
「那覇市福祉部 福祉政策課 那覇市高齢者向け臨時福祉給付金担当」宛
※申請書に同封されている専用の返信用封筒(送料無料)をご利用ください
- 提出窓口
那覇市役所1階 高齢者向け臨時福祉給付金特設窓口(琉球銀行側)
※平成27年度臨時福祉給付金の窓口会場と異なりますのでご注意ください。
受付時間 8時30分～17時15分 (土・日・祝日は除く)

申請期間 4月4日(月)～7月4日(月) ※当日消印有効
申請忘れのないよう早めの申請をお願いします。

支給額 対象者1人につき 30,000円(1回限りです。)

支払日・方法
5月から口座振込での支給を開始し、8月末には終了します。

ご注意

- ご自宅への申請書送付が支給することを保証するものではありません。
- 振り込み詐欺にご注意!電話等でATM機の操作や振込を依頼することはありません。
- 申請のためにマイナンバーをたずねることはありません。

申請方法に関すること

那覇市高齢者向け
臨時福祉給付金コールセンター
☎098-993-1067
受付/8時30分～17時30分(土・日・祝日は除く)

制度に関すること

厚生労働省
臨時福祉給付金に関する専用ダイヤル
☎0570-037-192
受付/9時～18時

おしえて!マイナンバー制度 第10回



行政サービス手続きを行う際に、個人番号(マイナンバー)の記入や提示が必要となります。詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

※次の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

	求められる主な手続き	問い合わせ
住民票・戸籍	○転入、転居、転出など住民異動の手続き ○氏名などの変更による戸籍の手続き	ハイサイ市民課 ☎862-3274
税金	固定資産税非課税に関する手続き 納税管理人に関する手続き 固定資産税の減免に関する手続き 償却資産に関する手続き 軽自動車税の減免に関する手続き 市県民税申告に関する手続き ※平成29年1月から 給与支払報告書に関する手続き ※平成28年11月から	資産税課 ☎862-5320 市民税課 ☎862-9903 市民税課 ☎861-3328
子育て	幼稚園、認定こども園への入園に関する手続き 保育所への入所申込みに関する手続き 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する手続き 妊娠の届出に関する手続き 小児慢性特定疾病医療に関する手続き 養育医療の給付等に関する手続き 自立支援医療(育成医療)に関する手続き 予防接種に関する手続き	こども政策課 ☎861-2110 こどもみらい課 ☎861-6903 子育て応援課 ☎861-6951 地域保健課 ☎853-7962
健康	感染症法による医療費公費負担に関する手続き	健康増進課 ☎853-7961 保健総務課 ☎853-7971

	求められる主な手続き	問い合わせ
福祉	生活保護および外国人保護申請 中国残留邦人等支援給付 身体・精神障害者手帳に関する手続き 自立支援医療(精神通院・更生医療)に関する手続き 障害者福祉サービス・障害児通所支援・移動支援事業・日中一時支援事業に関する手続き 特別障害者手当・障害児福祉手当に関する手続き 補装具費支給に関する手続き	保護管理課、第1課、第2課、第3課 ☎861-5193 障がい福祉課 ☎862-3275
国民健康保険	資格(取得・喪失)に関する手続き ※平成29年4月から 高齢受給者証の交付等に関する手続き 高額療養費の支給に関する手続き 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関する手続き	国民健康保険課 ☎862-4262
後期高齢者医療	後期高齢者医療障害認定申請書及び資格(変更・喪失)に関する手続き 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定に関する手続き 後期高齢者医療高額療養費支給に関する手続き	
遺族援護	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に関する手続き	福祉政策課 ☎917-0831
介護保険	介護認定に関する手続き 被保険者証等の交付に関する手続き 高額介護(予防)サービス費の支給に関する手続き 負担限度額認定に関する手続き 居宅サービス計画・介護予防サービス計画に関する手続き 介護保険住所地特例に関する手続き	チャージんじゅう課 ☎862-9010

この

保険証



をお持ちの協会けんぽ加入の
40歳以上のご家族(被扶養者)様へ

平成28年度

広告

特定健診のご案内

特定健康診査(特定健診)の4つのメリット

- お近くの病院で受診可能
協会けんぽが契約する県内約380ヶ所の病院やクリニック(診療所)で受診が可能!!
- 自己負担額 500 円
健診費用の約9割を協会けんぽが補助しますのでワンコインで受診できます!!(県内契約医療機関の場合)
- 市町村の集団健診でも受診可能
県内の各市町村が実施する集団健診を利用すれば自己負担額はわずか269円!!
- 無料の健康相談
健診後に、保健師・管理栄養士による健康相談(特定保健指導等)を無料で受けられます!!

特定健診を受診するには、受診券が必要です

受診券は4月中旬に被保険者(加入者ご本人)様の住所へお送りします。



【受診券】



【封筒】

この黄色い封筒に受診券やパンフレットが同封されています。

◆ 特定健診の詳しい内容は、同封されていますパンフレットをご覧ください。



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ沖縄

検索

協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで

☎ 098-951-2011